

**家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の
安全性に関する自主基準**

(平成 27 年 10 月 8 日制定)

1. 適用範囲 この規格は、家庭用目的で顔・首周辺部に使用する電位差・電流を用いた美容機器で、定格電圧が単相の場合には 250V 以下、内部電源機器の場合には、安全特別低電圧 (SELV) で作動する次の機器の安全性について規定する。

なお、この規格の範囲内の機器の例は、次による。

- 家庭用クレンジング器
- 家庭用保湿促進器
- 家庭用マイクロカレント器

ただし、次の機器および家庭用を意図していないビューティーサロンの様な環境で使用される機器には適用しない。

- 超音波美顔器
- 高周波美顔器
- EMS 美顔器
- 医療機器(医師の監視、管理の下で使用される機器)を含む

この規格では、住宅の中及び周囲で、機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱っている。

ただし、この規格では通常次の状態については規定しない。

- 肉体的、知覚的又は知的能力の低下している人
- 経験及び知識の欠如している人
- 子供が機器で遊ぶ場合

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補は適用しない。

JIS C 9335-1:2014 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

3. 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 9335-1:2014 の 3. によるほか、次による。ただし、3.1.9 はこの規格による。

3.1.9 通常動作 家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器、家庭用マイクロカレント器は、 $1 \text{ k}\Omega$ の無誘導抵抗負荷の運転。

3.101 導子 肌表面へ微弱電流を供給する機器の部分及び附属品。

3.102 導子部 肌表面に接触又は微弱電流を流すことを目的とした導子の部分。

3.103 家庭用クレンジング器 化粧品等と併用し、主に顔及び首周辺部の肌表面へ微弱な電流を流すことで、肌に残った微細な汚れが機器側へと吸着され、肌表面を清潔にする家庭用の機器。

- 3. 104 家庭用保湿促進器** 化粧品等と併用し, 主に顔および首周辺の肌表面へ微弱な電流を流すことにより, 化粧品の効果を促進する家庭用の機器。
- 3. 105 家庭用マイクロカレント器** 単独あるいは化粧品等と併用し, 主に顔及び首周辺部の肌表面へ微弱な電流を流すことにより, 肌表面のケアを目的とする家庭用の機器。
- 3. 106 超音波美顔器** 超音波(人間の聴覚には感知できない, 周波数 20kHz 以上の機械的振動による音波)振動により, 肌表面をケアすることを目的とした家庭用の機器。
- 3. 107 高周波美顔器** 概ね 100kHz 以上の電磁波の放射エネルギーを用い, 肌表面をケアすることを目的とした, 家庭用の機器。
- 3. 108 EMS 美顔器** 肌表面に電流を流すことで筋肉の収縮を促す, 家庭用の機器。

4. 一般要求事項 一般要求事項は, JIS C 9335-1:2014 の 4. による。

- 5. 試験のため的一般条件** 試験のため的一般条件は, JIS C 9335-1:2014 の 5. によるほか, 次による。
- 5. 101** この規格で取り扱う機器は, モータ駆動機器として試験する。ただし, モータ駆動機器及び電熱機器の特性をもつものは複合機器として試験する。

6. 分類 分類は, JIS C 9335-1:2014 の 6. による。

7. 表示及び取扱い説明又は据付説明 表示及び取扱説明は, JIS C 9335-1:2014 の 7. によるほか, 次による。

- a) 表示
- 短時間定格のものは, その定格時間。
- b) 取扱説明書 取扱説明書には, 次の内容を必ず含むこと。
- 1) 機器の使用によって, 肌に異常を感じた人は, 使用を中止し, 医師に相談する旨。
 - 2) 接触性皮膚炎等, 皮膚に既往症のある人は, 使用時に注意する旨。
 - 3) 導子を適用する肌に傷など異常のある人は使用しない旨。
 - 4) 体内埋(植え)込み型および装着型の医用電気機器(ペースメーカー, 心電計など)を使用している人には, 使用しない旨。
 - 5) 幼児が機器を使用しない旨。
 - 6) 子供には使用させない(ただし, 保護者, 又は専門家などの監督下で使用する場合は除く。)。
 - 7) 美容以外の目的で顔, 首周辺部に使用しない旨。
 - 8) 使いすぎの注意喚起として, 使いはじめ及びその後の使用頻度(例えば, 1日の使用回数や1回の使用時間など)の説明。
 - 9) 次の人は, 医師に相談する旨。
 - 使用に際して肌に不安のある人。
 - 悪性腫瘍のある人。

- － 心臓に障害のある人。
- － 妊娠初期の不安定期から出産直後までの間。
- － 糖尿病などによる高度な末梢性（梢）循環障害による知覚障害のある人。
- － 体温 38 °C以上（有熱期）の人。

例 1 急性炎症症状〔けん（倦）怠感、悪寒、血圧変動など〕の強い時期。

例 2 衰弱している場合

- － 安静を必要とする人。
- － 血圧に異常のある人、顔面神経痛の人。

10) 眼球およびまぶた（眼球を被った状態）へ使用しない旨。ただし、最大出力電流が $50 \mu A$ 以下の内部電源機器でまぶたで使用する事を意図した機器は、この限りでない。

11) 使用者は導子部の損傷がないか定期的に点検する旨。

12) 機器を操作するために必要な全ての情報。

これには、次の情報を含める。

- － 制御器の機能。
- － ディスプレイ及び表示灯。
- － 操作の手順。
- － 着脱可能な部品及び附属品の着脱方法。
- － 作動中に消耗する材料の交換などについての説明。

13) 電源（AC アダプタを含む。）又は充電器の情報。

14) 定格電圧（V）、定格消費電力（W）及び定格周波数（Hz）についての定格値の記載。

15) 導子部の材質・成分。

16) 機器の使用目的に関する説明。

17) 機器に使用した数字、記号、注意書き及び略語の意味を説明。

18) 特に重要な文言は、太字等で明確に表現する。

19) 説明内容は絵などを用いて分かりやすく表現し、使用するマークおよびイラストは、家電製品協会のガイドラインに従う。

8. 充電部への接近に対する保護 充電部への接近に対する保護は、JIS C 9335-1:2014 の 8.によるほか、次による。

8.1.4 JIS C 9335-1:2014 の 8.1.4 は、次による。

－ 家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の導子部は、充電部とみなさない。

9. モータ駆動機器の始動 モータ駆動機器の始動は、この規格では規定しない。

10. 入力及び電流 入力及び電流は、JIS C 9335-1:2014 の 10. による。

11. 温度上昇 温度上昇は、JIS C 9335-1:2014 の 11. による。

13. 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 動作温度での漏えい電流及び耐電圧は, JIS C 9335-1:2014 の 13. による。

14. 過渡過電圧 過渡過電圧は, JIS C 9335-1:2014 の 14. による。

15. 耐湿性等 耐湿性は, JIS C 9335-1:2014 の 15. による。

16. 漏えい電流及び耐電圧 漏えい電流及び耐電圧は, JIS C 9335-1:2014 の 16. による。

17. 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器及びその関連回路の過負荷保護は, JIS C 9335-1:2014 の 17. による。

18. 耐久性 耐久性は, この規格では規定しない。規程しない理由については**附属書 C** を参照のこと。

19. 異常運転 異常運転は, JIS C 9335-1:2014 の 19. による。

20. 安全性及び機械的危険 安定性及び機械的危険は, JIS C 9335-1:2014 の 20. による。

21. 機械的強度 機械的強度は, JIS C 9335-1:2014 の 21. による。

22. 構造 構造は, JIS C 9335-1:2014 の 22. によるほか, 次による。

a) 最大出力電流 最大出力電流は, 通常動作で実効値 2.5mA 以下でなければならない。さらに, 単位面積あたりの最大出力電流は, 通常動作で 0.5mA/c m²以下でなければならない。適否は, この規格の**附属書図 A.1** に規定する回路を用いて出力電流を測定し, 判定する。ただし, 導子の対極を顔または首に付け使用する機器においては, いかなる使用状態においても, 最大出力電流は, 実効値 2.5mA 以下でなければならない。

b) 最大出力電圧 最大出力電圧(端子間電位差の最大値)は, 20V 以下でなければならない。適否は, この規格の**附属書図 B.1** に規定する回路を用いて出力電圧を測定し, 判定する。

c) タイマ 機器は, 使用時間を制限するタイマを備えていなければならない。ただし, 最大出力電流が 0.5mA 以下であれば, この限りで無い。

- 最大出力電流が 0.5mA を超えて 1.0mA 以下の機器は 30 分以下のタイマを備える。
- 最大出力電流が 1.0mA を超えて 2.5mA 以下の機器は 10 分以下のタイマを備える。
- タイマの精度は, 定格値の±10%とする。

23. 内部配線 内部配線は, JIS C 9335-1:2014 の 23. による。

- 24. 部品** 部品は, JIS C 9335-1:2014 の 24. による。
- 25. 電源接続及び外部可とうコード** 電源接続及び外部可とうコードは, JIS C 9335-1:2014 の 25. による。
- 26. 外部導体用端子** 外部導体用端子は, JIS C 9335-1:2014 の 26. による。
- 27. 接地接続の手段** 接地接続の手段は, JIS C 9335-1:2014 の 27. による。
- 28. ねじ及び接続** ねじ及び接続は, JIS C 9335-1:2014 の 28. による。
- 29. 空間距離, 沿面距離及び個体絶縁** 空間距離, 沿面距離及び個体絶縁は, JIS C 9335-1:2014 の 29. による。
- 30. 耐熱性及び耐火性** 耐熱性及び耐火性は, JIS C 9335-1:2014 の 30. による。
- 31. 耐腐食性** 耐腐食性は, JIS C 9335-1:2014 の 31. による。
- 32. 放射線, 毒性その他これに類する危険性** 放射線, 毒性その他これに類する危険性は, JIS C 9335-1:2014 の 32. によるほか, 次による。
導子部の材質 導子部の材質は通常使用状態においてアレルギー反応を起こさない材料を選定し, 通電時に対極と比して陽極となる場合はアレルギー反応を起こすような成分が溶出しないこと。

33. 附 則

この自主基準は、平成 27 年 10 月 8 日から実施する。

附属書

附属書は、JIS C 9335-1:2014の附属書によるほか、次による。

附属書A (規定) 家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電流測定回路

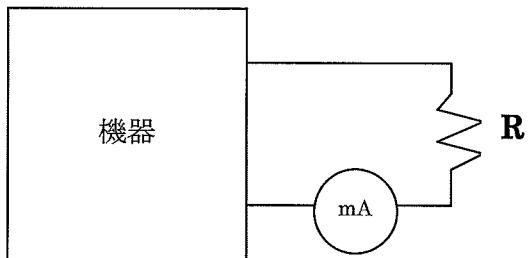
1. 適用範囲

この附属書は、家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電流測定について規定する。

2. 測定回路

家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電流測定に適した回路図を付属書図A. 1に示す。

出力端子に $1\text{k}\Omega$ の無誘導形抵抗器を接続し実効値測定形の電流計で測定する。



付属書図 A. 1 出力電流測定回路

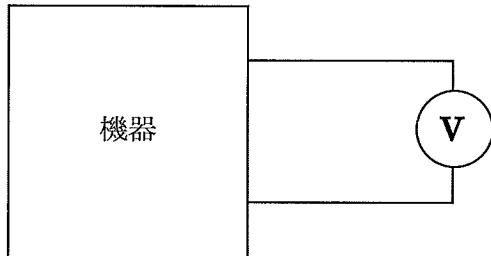
附属書 B (規定) 家庭用クレンジング器,家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電圧測定回路

1. 適用範囲

この附属書は、家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電圧測定回路について規定する。

2. 測定回路

家庭用クレンジング器、家庭用保湿促進器及び家庭用マイクロカレント器の出力電圧測定に適した回路図を附属書図B. 1に示す。測定には、電圧波形測定器を用いること。



付属書図 B. 1 出力電圧測定回路

備考 1. V は電圧計

附属書C (参考) 18. 耐久性において、この規格では規定しない理由

個別規格において、機器特有で耐久性として見ておく必要のある部品を使用している場合は、規格を謳うが、部品として耐久性の規格を入れる必要のあるものがないため、“規定なし”とした。**JIS C9335-1** の 18 項でも“規定しない”となっている。

例えば、マッサージ器の JIS の場合、布が破れたりすると毛が巻き込まれて怪我をする場合があるので、耐久性については、耐久テストの仕方を取り上げており、そのように、特に安全性にまつわる場合には、耐久性として、個別規格に謳う場合はある。